

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、当市が策定した糸満市地域防災計画やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

(位置)

当市は沖縄本島最南端に位置し、那覇市から南に約12kmにあり北は豊見城市、東は八重瀬町に接し、西と南はそれぞれ東シナ海と太平洋に面している。

(居住状況)

糸満地区は農漁村から自然発生的に形成された市街地のため細い路地の入り組んだ過密地域となっており、老朽化の進んだ建物が多く、火災、家屋倒壊による被害が懸念される。平成26年1月1日現在における当市の建物棟数は16,195棟でこのうち木造家屋は8.3%にあたる1,343棟である。

新市街地の西崎町・潮崎町は道路等の基盤整備の進んだ住居、商業・工業地区であるが埋立地のため大地震に伴う液状化現象や津波等による大きな被害が発生する可能性がある。

(洪水・津波・土砂災害)

当市の地域防災計画、津波高潮浸水予測図によると西崎町から潮崎町にかけての沿岸部ほぼ全域にわたって津波による大規模な浸水が想定されている。また報徳川および饒波川の二級河川があり堤防の被害が生じた場合大きな浸水被害をもたらすものと予想される。また、ゲリラ豪雨等で生活道路が冠水し交通が遮断される状況が頻発している。その他、がけ崩れ・土石流・地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が武富や糸満、真栄里地区など数か所存在しこれらの危険、警戒箇所では表層崩壊を想定している。

(地震)

地震ハザードステーションJ-SHISマップによると当市は今後30年間で地震発生率は震度5強が68.2%、震度6弱が34.5%、震度6強が12.5%となっている。また、当市の地域防災計画では大きな被害を与える可能性のある地震として沖縄本島南部スラブ内地震(マグニチュード7.8規模)、沖縄本島南東沖地震3連動(マグニチュード9.0規模)を想定している。

① 建物被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況建物棟数(棟)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	全壊率(%)	半壊率(%)
沖縄本島南部スラブ内地震	揺れ	16,558	1,317	2,877	8.0	17.4
	液状化		14	14	0.1	0.1
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		6 (焼失棟数)	-	0.0	-
	津波		-	-	-	-
沖縄本島南東沖地震3連動	揺れ	16,558	1,135	2,188	6.9	13.2
	液状化		14	5	0.1	0.0
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		13 (焼失棟数)	-	0.1	-
	津波		2,165	2,473	13.1	14.9

注) 全壊率及び半壊率は、「沖縄県地震被害想定調査(平成26年3月)」に記載される現況と被害結果を基に計算した。なお、小数点第二位を四捨五入している。

② 人的被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者率 (%)	負傷者率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	建物倒壊	57,320	18	746	0.0	1.3
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		0	0	0.0	0.0
	津波		-	-	-	-
沖縄本島南東沖地震3連動	揺れ	57,320	15	590	0.0	1.0
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		0	0	0.0	0.0
	津波		441	7,365	0.8	12.8

注) 死者率及び負傷者率は、「沖縄県地震被害想定調査(平成26年3月)」に記載される現況と被害結果を基に計算した。なお、小数点第二位を四捨五入している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数2,145(平成26年経済センサス基礎調査)
- ・うち小規模事業者数1,758(平成26年経済センサス基礎調査)

【商工業者の業種別内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービス業	その他	合計
178	187	137	476	364	630	173	2,145

(3) これまでの取組

① 当市の取組

- ・糸満市地域防災計画の策定(最終改定令和3年2月)
- ・糸満市国土強靱化計画の策定(令和3年3月)
- ・糸満市災害対策連絡協議会の設置(市・消防・警察・陸自・空自)
- ・総合防災訓練等の実施
- ・指定避難所における防災備品の備蓄(非常食、生活日用品、資機材)
- ・国・県及び近隣自治体との相互応援協定
- ・民間企業等との災害時応援協定締結(食料品、生活日用品、災害復旧、FM たまん等)
- ・避難誘導看板及び海拔表示の設置
- ・糸満市新型インフルエンザ等対策行動計画策定(平成26年5月)

② 当会の取組

- ・地区内事業者に対するBCPに関する国の施策等の周知
- ・損害保険会社と連携したビジネス総合保険等リスクマネジメントの周知

II 課題

現状では事業継続計画等の策定に関する取り組み状況は啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。また、当市と当会の緊急時の取り組みについて具体的な体制やマニュアルが整備されておらず平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。支援スキルの向上や事業継続の取り組みに関する専門家や損害保険会社との連携が必要である。

III 目標

当会より地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症のリスクを認識させ、事前に対策する必要性を周知する。また、災害発生時における被害状況の把握や報告、応急復旧活動状況の確認を円滑に行うため当会と当市、関係機関との情報の共有、連携体制を平時から構築する。また、支援スキルの向上のため研修会等へ積極的に参加する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

糸満市商工会と糸満市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

「糸満市地域防災計画」や平成26年5月に策定した「糸満市新型インフルエンザ等対策行動計画」について本計画との整合性をとり、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

②商工会自身の事業継続計画の作成

当会は平成26年2月に危機管理マニュアルを作成。以後毎年組織体制の変更に合わせて更新しており事業継続計画への反映を令和3年度中に行う。

③関係団体等との連携

損害保険会社と連携、専門家派遣を依頼。会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施し、災害から早期の復旧に向けた備えの重要性を周知する。

④フォローアップ

- ・当会と当市で地区内事業者のBCP等取組状況を確認し、必要に応じて改善点等協議する。
- ・当会において地区内事業者の経営計画策定時に災害対策を意識した計画としフォローアップ時も災害計画のPDCAサイクルが回るよう支援を行う。

⑤当該計画にかかる訓練の実施

自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。(台風の場合は「猛烈な」レベルの台風が発生、地震の場合はマグニチュード7以上の地震が発生したと仮定する。)

【2. 発生後の対策】

自然災害等の発生時には人命救助を第一に行動し、その上で以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発生後、3時間以内に職員の安否確認を行う。商工会の事業継続計画に従い電話、SNSで安否確認や業務従事の可否、家屋被害、道路状況等の大まかな被害状況等を迅速に確認し、当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」がでた場合には糸満市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

・当会と各市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

台風の場合:職員自身の目視で命の危険を感じる暴風状況の場合は出勤をせず、自身がまずは安全確保し、家屋の状況、冠水状況等を確認し、警報解除後に出勤する。

豪雨の場合:職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、自身がまずは安全確保し、道路状況、冠水状況等を確認し、警報解除後に出勤する。

地震の場合:職員自身の体感で命の危険を感じる揺れの場合は出勤をせず、自身がまずは安全確保し、家屋の状況、火災状況等を確認し、警報解除後に出勤する。

また、下記「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」の資料を基に出勤の判断を行うものとする。

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 	<p>地域の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」(うす紫) 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 	<p>地域の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)^{※1} 洪水警報 危険度分布「警戒」(赤) 氾濫警戒情報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの^{※2}) 	<p>地域の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> 危険度分布「注意」(黄) 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの^{※2}) 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報(警報級の可能性) <p>注:大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

※引用元 気象庁 HP「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」より

- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合には当市または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については大規模な被害が生じているものとする。

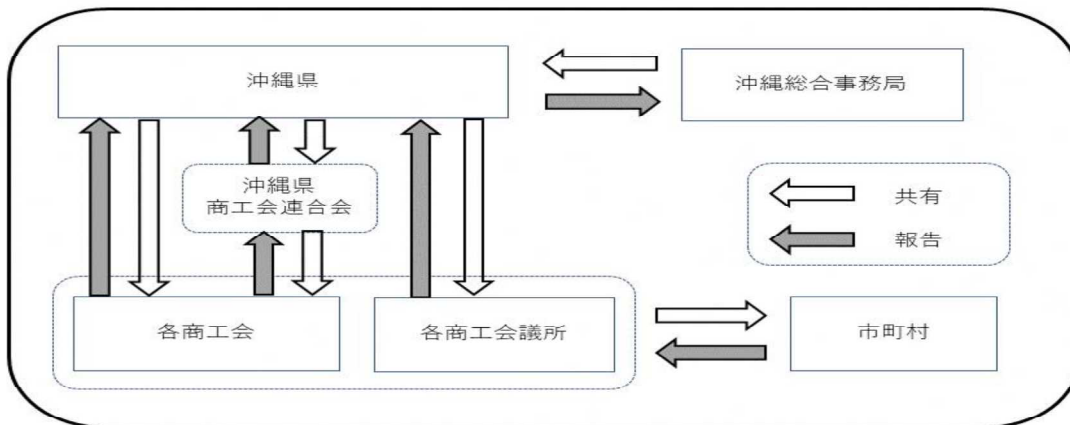
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「糸満市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③発生時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した被災情報を下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・当会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事業が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、糸満市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

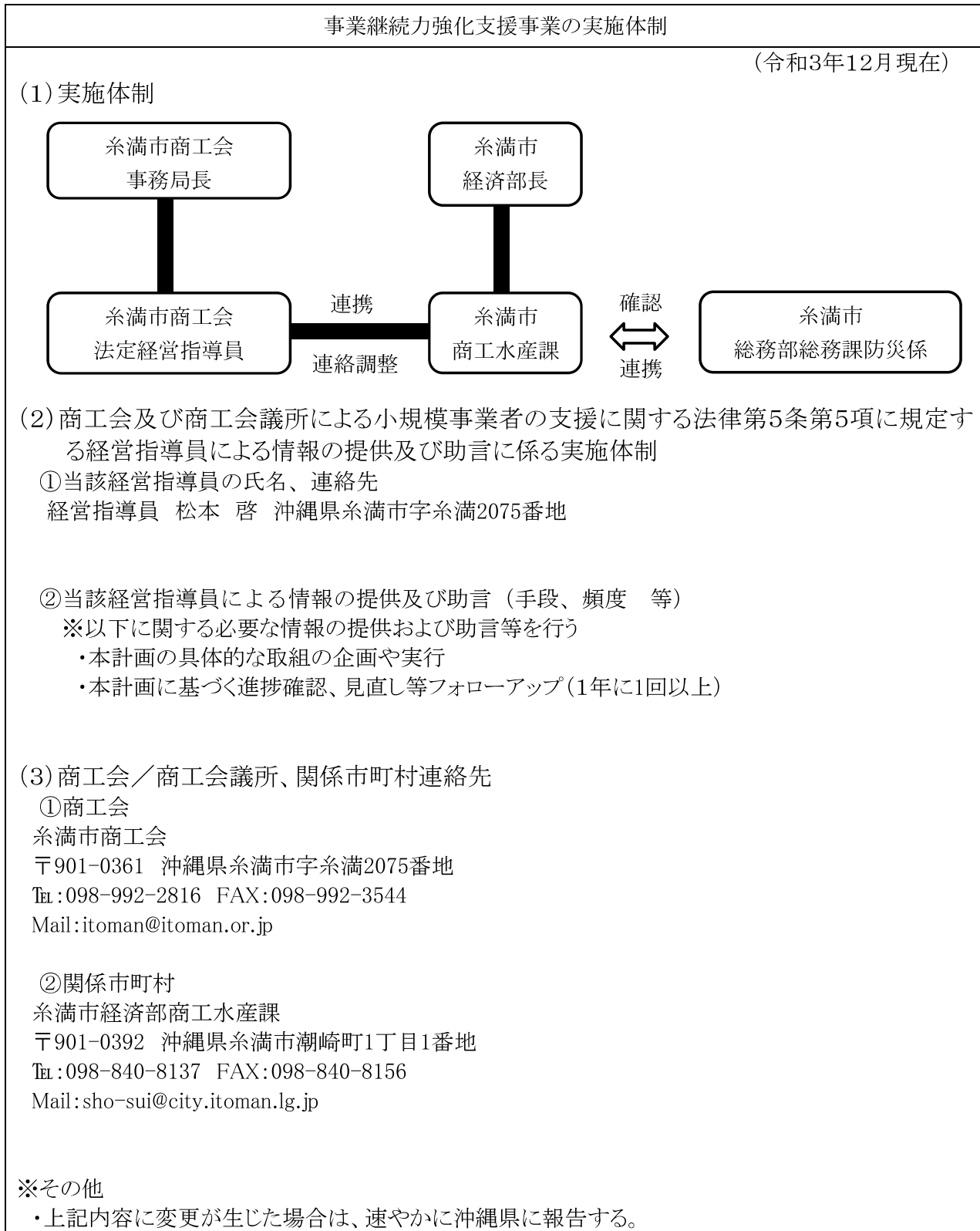
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、糸満市補助金、沖縄県補助金、事業収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等